

環境法令に係る申請・届出システムに関する共通化推進方針

令和7年6月2日決定

環境省

デジタル庁

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「環境法令に係る申請・届出システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。なお、水・大気環境局 環境管理課と環境再生・資源循環局 廃棄物規制課で、取り扱う手続が異なるため、それぞれ共通化の方法、共通化の推進スケジュールを検討した。

1. 業務・システム名

環境法令に係る申請・届出システム

【水・大気環境局 環境管理課】

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

対象法令は、水・大気環境局では、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壤汚染対策法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「環境法令」という。）とする。

環境法令に基づく手続きは以下のとおりとする。

- ① 騒音規制法に基づく特定建設作業実施に係る届出
- ② 騒音規制法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ③ 振動規制法に基づく特定建設作業実施に係る届出
- ④ 振動規制法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑤ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、氏名等変更届出
- ⑥ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法、

- ① 事前相談（※届出の内容から必要に応じて実施するもの）
- ・何の環境法令に基づく届出をしてよいか分からない事業者や、届出の書き方が分からない事業者への対応を窓口や電話、e-mailで行わなければならないことが多い。
 - ・例えば、水質汚濁防止法の特定施設の新規設置の届出であれば、事業内容、施設の構造、想定される排水の水質などを、届出情報や施設の図面からは判断できないこともあり、事業者と直接やり取りをし、説明を受けないと自治体職員が理解できないケースがある。

② 届出、③受理

- ・申請者本人以外の代理人から申請される可能性がある。
- ・申請書類の副本の返却や受理証明を求められる可能性がある。
- ・届出の種類によっては、大量の図面等の資料が添付されている。

④ 内容審査

- ・必要に応じて、事業者との補正作業を行う可能性がある。

⑤ 決裁、⑥文書管理、⑦台帳管理

- ・電子メールでの受理を可能としている地方公共団体もあるが、電子決裁が進む中、紙媒体での届出の場合は内部で資料の電子化をするなどの作業が発生する可能性がある。
- ・紙で届出された内容を台帳システムに手入力しているため、負担が生じている可能性がある。
- ・本庁と支所で情報が分散して管理されている可能性がある。
- ・管理情報をもとに施行状況調査へ回答するのに、負担が生じている可能性がある。

(イ) システムの導入状況

- ・総務省の地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果によれば、汎用的電子申請システムを「導入済み」又は「導入予定」と回答した団体は、都道府県では47団体（100%）、市区町村では1079団体（62.3%）である。
- ・環境省とデジタル庁が令和7年1～2月に実施した「環境法令に係る申請・届出システム」に関するアンケート調査（以下、アンケート調査とする。）の結果を踏まえると、環境法令に基づく手続きのオンライン化は、e-TUMO APPLYを始めとした様々な汎用的電子申請シ

システムを活用していることが伺える。また、オンライン化の方法は、申請書と添付資料のファイルをシステムにアップロードする方式が大半を占め、中には、少数ながら、手続きによっては、申請書の記入項目をシステムのフォームに入力する方式を採用している地方公共団体が存在すると見込まれる。

・環境省で実施している施行状況調査に基づく年間届出数とアンケート調査に基づく共通システム化を希望している地方公共団体の割合は以下表 1 のとおりである。

	年間届出件数（概数）（千件）	共通システム化を希望する地方公共団体の割合（％）
①	91	77
②	5	73
③	52	74
④	4	71
⑤	18	49
⑥	2	45
⑦	15	26
⑧	16	26
⑨	—	22
⑩	15	21
⑪	10	46

（表 1）

※①～⑪の凡例は以下の通り

- ①騒音規制法に基づく特定建設作業実施に係る届出
- ②騒音規制法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ③振動規制法に基づく特定建設作業実施に係る届出
- ④振動規制法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑤大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、氏名等変更届出
- ⑥大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、承継に係る届出
- ⑦大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑧水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑨ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑩土壤汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質変更に係る届出
- ⑪組織整備法に基づく公害防止管理者等の選任・解任に係る届出

※大気汚染防止法と土壤汚染対策法は R4、それ以外は R5 の施行状況調査の実績。

※⑤及び⑥の大気汚染防止法とダイオキシン類対策特別措置法の年間届出数は調査していないため把握できていない。

※⑨のダイオキシン類対策特別措置法施行状況調査では年間届出数を調査していないため把握できていない。

・また、アンケート調査では、環境法令に係る電子申請・届出システムの導入状況と全体の申請件数に占める電子申請・届出システムの利用割合を尋ねている。システムを導入している自治体の割合と利用割合ごとの自治体の分布の結果は以下表2のとおりである。

	システム導入率 (%)	システム利用割合 (%)			
		1~25%	25~50%	50~75%	75~100%
①	9	72	25	3	0
②	4	88	12	0	0
③	9	71	26	3	0
④	4	88	13	0	0
⑤	8	83	8	6	3
⑥	9	83	11	3	3
⑦	7	83	11	6	0
⑧	7	88	12	0	0
⑨	8	81	6	6	6
⑩	7	93	0	0	7
⑪	7	77	19	0	4

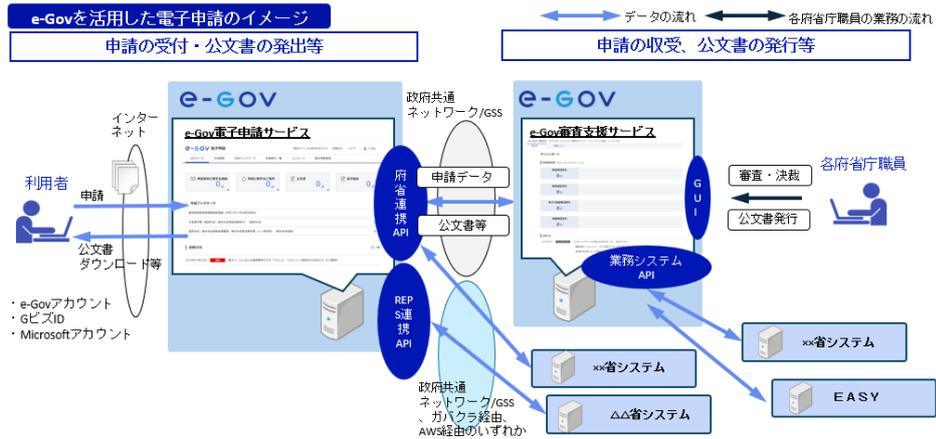
(表2)

※①～⑪の凡例は表1と同じ。

・また、台帳システムについては、アンケート調査の結果、7.5% (72 団体) の地方公共団体が導入をしており、e-FEINS (富士通 Japan 株式会社) を始め、様々なシステムを導入していることが伺える。

ウ) e-Gov 電子申請の状況

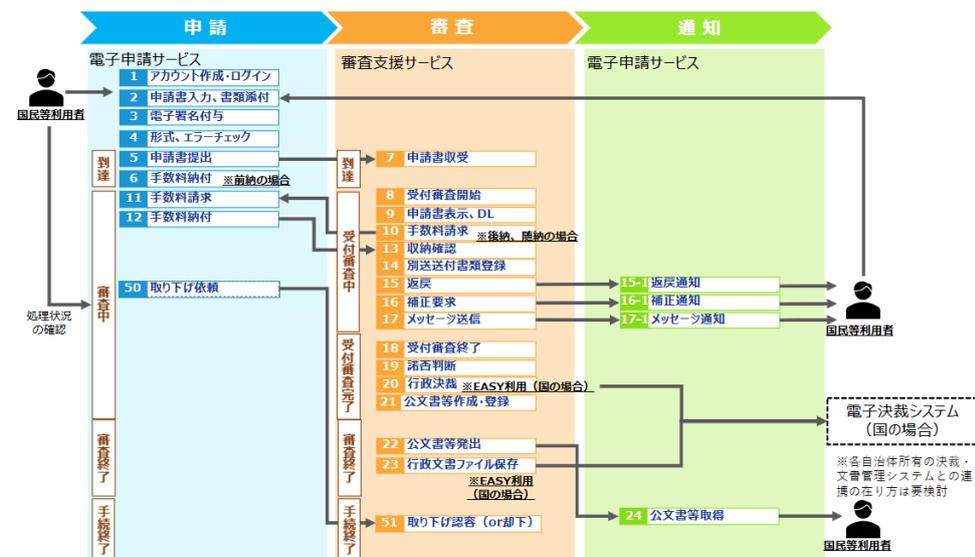
・e-Gov 電子申請サービス及び e-Gov 審査支援サービスは、国の行政機関に対する申請・届出等手続のオンライン化の社会的基盤として整備され、社会保険関係を中心とした約 6000 種類の行政手続において、年間約 2,800 万件の申請件数を取り扱っている。e-Gov 電子申請サービスでは、申請書の作成、エラーチェック、電子署名付与、処理状況の照会、公文書の取得等の電子申請の受付に係る基本機能を提供しており、e-Gov 審査支援サービスでは、申請を受け付けた後の申請データの収受・登録から審査、公文書作成、行政決裁等の業務(※)、申請者への審査結果の通知までの一連の事務手続が管理可能な機能を提供している。そのほか、国庫金の電子納付が可能な REPS 連携機能や、申請受付後の審査等の業務を各府省庁の業務システムで実施可能な機能を提供している。



・ e-Gov は、各府省庁向けの電子申請に対応してきたところ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能である e-Gov 等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ること」とされていることを踏まえ、令和5年度及び令和6年度に、e-Gov を活用して地方公共団体手続のオンライン化を図るにあたり、現状で不足する機能等、環境整備のための設計開発を実施した。

この結果、現行の e-Gov を利用した電子申請の標準業務フロー及び機能は下記のとおりとなっている。

— e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行）



・また、国土交通省と連携して、e-Gov を利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン申請を可能とした。同手続については令和 5 年度から実施している一部自治体の試行運用を踏まえ、全国自治体へ展開を開始したところである。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

（ア）業務の実態（業務フロー等）及び（イ）システムの導入状況を踏まえ、以下の理由により、次のとおり、比較的システム化に向いている届出として共通化に取り組むことで業務負担の軽減につなげていく。

理由 1：年間における申請・届出件数の量の多さの観点から、共通システム化することによる業務負担の削減が見込まれると仮定する。

理由 2：さらに、アンケート調査の結果による地方公共団体からの共通化のニーズの高さから、共通化によって一定の利用率があると仮定する。

理由 3：環境法令に係る届出には、関連して複数の届出の提出が必要な場合があり、例えば、特定施設を設置した場合は、特定施設の届出と公害防止管理者の届出の提出が必要となる。このような場合、例えば、②、④、⑦、⑧、⑨と、⑪では、導入のタイミングは少なくとも同時でないと効果的な利用が望めないことが考えられる。さらに、水質汚濁防止法の特定施設の使用廃止(⑧)に伴う土壤汚染対策法への形質変更届出(⑩)なども想定できる。そのような想定を踏まえて導入することで共通化の効果が発現することが見込まれると仮定する。

理由 4：また同様に、氏名等変更届出や承継に係る届出も、特定施設の設置状況と密接に情報が結びついているため、導入のタイミングが少なくとも同時でないと効果的な利用が見込まれないと仮定する。

理由 5：システムに導入する上で、添付資料が少ない届出や、届出に入力する項目が地方公共団体の条例等でも複雑にならないものは優先的に検討を行う。

以上の理由等から、導入を検討する順として以下の A～C の通り整理した。

・グループ A

①、③

・グループ B

②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪

・グループ C

⑩

本システムで導入を検討する届出については、アの（ア）で示した業務フローのうち②届出、③受理、④審査のプロセスを e-Gov を共通システムとして活用しオンライン化し、負担軽減を図ることを検討する。システムのエラーチェック機能や提出前の最終確認機能を活用し、申請者側で入力ที่ไม่十分な項目を事前に確認できるようにすることで、受け手側である地方公共団体で確認する時間や、申請者側への連絡を行う時間も短縮することをイメージしている。

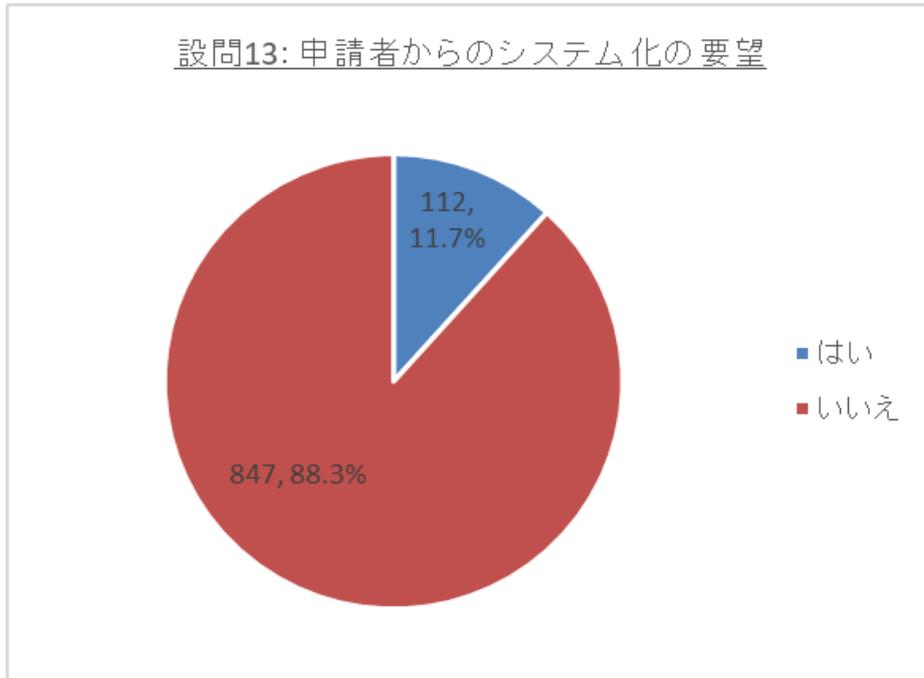
(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

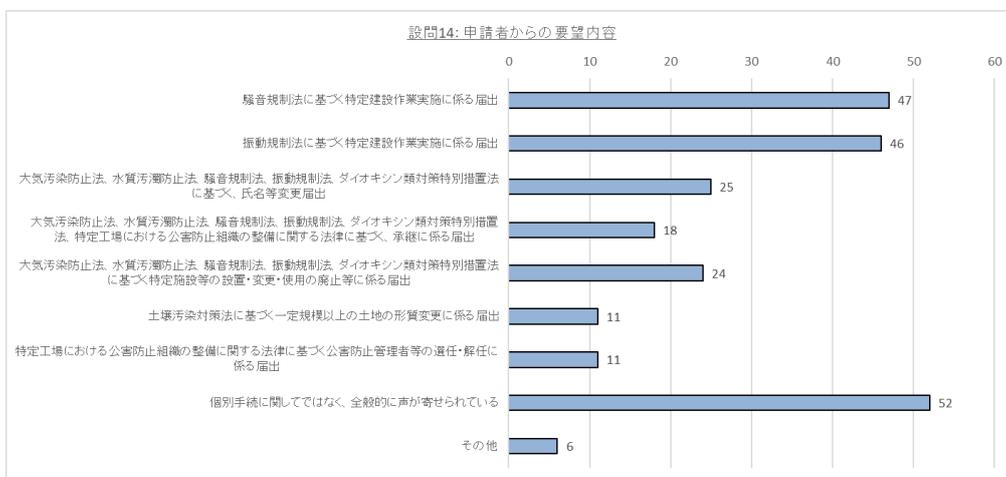
(ア) 国民の利便性の向上

申請者からのシステム化の要望に関して、地方公共団体全体の約1割から、そのような要望があると回答があった。現行の運用と申請のオンライン化を実施した場合の課題を把握し、e-Gov の審査支援サービス機能を活用することで、地方公共団体の窓口で直接届出を行う場合よりも少ないやりとりでの運用を可能にする。

地方公共団体が申請・届出の事務処理の効率化やデータ収集の効率性を高めることに資すると考えられる。提出文書等を電子化するとともに、手続業務の自動化を行うことで、申請・届出等手続に要する期間を短縮し、事業・社会的な逸失利益の軽減を図る。



(図6) 申請者からのシステム化の要望



(図7) 申請者からの要望内容

(イ) 行政の効率化

地方公共団体が申請・届出の事務処理の効率化やデータ収集の効率性を高めることに資すると考えられる。提出文書等を電子化するとともに、手続業務の自動化を行うことで、申請・届出等手続に要する期間を短縮し、事業・社会的な逸失利益の軽減を図る。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

本システムへのグループ A～C の導入に向けて、実際にオンライン上で申請することによって浮かび上がってくるシステム上の課題や、各地方公共団体の条例等で定められている様式への対応を検討するため、調査する。

ただし、グループ B に関しては、届出同士の関連性が高く、個別に導入することで提出方法の煩雑化が予想され、かえって地方職員の負担増加や現場の混乱を招く可能性もあり、可能な限り包括的な実装を検討している。

既に独自の電子申請・届出システムでオンライン化を実施している地方公共団体が一定数あることから、システムの置き換えにあたっては、自治体の作業負担が発生するリスクもあることも考慮する。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

最初に共通化を進めるグループ A の届出について、e-Gov を活用してオンライン化した場合、費用対効果が見込まれるかを試算した。

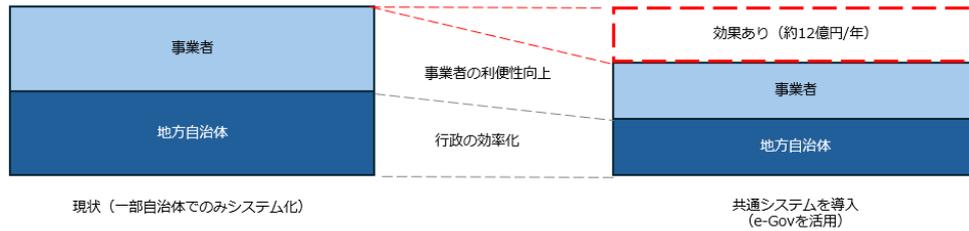
グループ A

①騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出

(イ) 窓口(自治体)における効果額		
パラメータ	内容	算出の根拠
① 手続1件当たりの効果額合計	10,785円	(ア)～(ウ)、(オ)の合計
(ア) 申請等窓口への往復交通費の削減効果	69円	上記「(1) (ア) 申請等窓口への往復交通費の削減効果」より
(イ) 申請等窓口への移動時間の削減効果	536円	上記「(1) (イ) 申請等窓口への移動時間の削減効果」より
(ウ) 行政機関での滞在時間の削減効果	5,854円	上記「(1) (ウ) 行政機関での滞在時間の削減効果」より
(オ) 窓口での対応時間の削減効果	4,326円	上記「(2) (オ) 窓口(自治体)での対応時間の削減効果」より
② 申請・届出件数 (年間)	91,000件	
③ 想定オンライン申請率 (年間)	77%	
効果額 (円)	756,701,168円	①×②×③

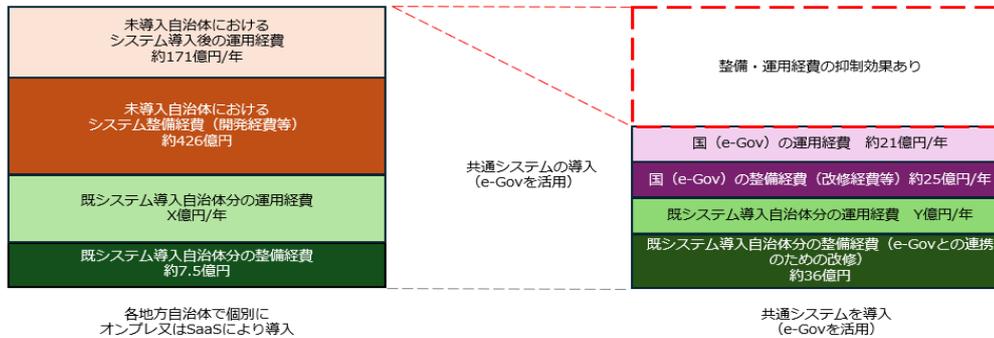
③振動規制法に基づく特定建設作業実施届出

(イ) 窓口(自治体)における効果額		
パラメータ	内容	算出の根拠
① 手続1件当たりの効果額合計	10,785円	(ア)～(ウ)、(オ)の合計
(ア) 申請等窓口への往復交通費の削減効果	69円	上記「(1) (ア) 申請等窓口への往復交通費の削減効果」より
(イ) 申請等窓口への移動時間の削減効果	536円	上記「(1) (イ) 申請等窓口への移動時間の削減効果」より
(ウ) 行政機関での滞在時間の削減効果	5,854円	上記「(1) (ウ) 行政機関での滞在時間の削減効果」より
(オ) 窓口での対応時間の削減効果	4,326円	上記「(2) (オ) 窓口(自治体)での対応時間の削減効果」より
② 申請・届出件数 (年間)	52,000件	
③ 想定オンライン申請率 (年間)	74%	
効果額 (円)	416,136,570円	①×②×③



・オンライン化の導入コスト

地方自治体で電子申請のオンライン化のために、オンプレ又はSaaSにより新規にシステム導入した場合とe-Govを活用してオンライン化した場合のコストを試算して両者を比較すると、以下表のとおり、e-Govを活用した場合の方がシステム整備及び運用経費の抑制効果があると考えられる。



		オンプレ又はSaaSにより導入		e-Govを活用		
ランニングコスト	国(e-Gov)		—	—	約21億円/年	
	地方自治体	システム未導入	新規導入	171億円/年	新規導入	0
		システム既導入	既存システムの更新	X億円/年	乗り換え 既存システムと連携	0 Y億円
イニシャルコスト	国(e-Gov)		—	—	約25億円/年	
	地方自治体	システム未導入	新規導入	426億円	新規導入	約17.8億円/年
		システム既導入	既存システムの更新	約7.5億円	乗り換え 既存システムと連携	

- ・今回実施したアンケート結果より、対象手続に関して、961自治体中99自治体(約10%)においてオンライン申請システムを導入済み
 - ⇒全自治体の10%が対象手続でオンライン申請を導入していると仮定
- ・全自治体1778中925自治体(約50%)においてオンライン申請を導入済み
 - ⇒全自治体1778のうち、178(約10%)の自治体で対象手続のうちのいずれかでオンライン申請を導入済み、747(約40%)の自治体では既存の電子申請システムがあるが対象手続はのっておらず、853(約50%)の自治体ではオンライン申請を未導入と仮定
- ・1自治体当たり新規のシステム導入のイニシャルコスト0.5億円、ランニングコスト0.2億円/年と仮定
- ・既存システムに対象手続を掲載する費用(イニシャルコストに計上)を0.01億円(様式作成等)、運用等経費は0円と仮定
- ・オンライン申請システム未導入の853自治体で新規システム導入した場合、イニシャルコスト約426億円、ランニングコスト約171億円/年が必要と試算
- ・既存のオンライン申請システムに747自治体で対象手続を掲載した場合、イニシャルコスト約7.47億円と試算
- ・国のイニシャルコスト及びランニングコストは、e-Gov及び審査支援サービスの経費(イニシャルコスト:機能改修経費約25億円/年、ランニングコスト約21億円/年 ※R7年度予算案、約6,000種類、年間約2,700万件の申請。)を仮置き
- ・e-Govに対象手続を掲載する費用(イニシャルコストに計上)を1自治体当たり0.01億円(様式作成等)と仮定すると、全自治体1778自治体で約17.8億円
- ・自治体の既存システムとe-Gov及び審査支援システムをAPI連携する費用(イニシャルコストに計上)を1自治体当たり0.2億円と仮定すると、178自治体で約36億円
- ・システム既導入済の自治体の運用経費をX億円/年、e-Govと既存システムと連携後の自治体の運用経費をY億円/年(X>Y)と仮定

これらにより、e-Gov を活用してオンライン化することで、事業者の利便性向上及び行政の効率化が図られ、システム経費及び運用経費も含めたトータルコストを大幅に削減することが可能であると考えられるが、引き続き精査を進める。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

(ア) 地方公共団体の条例等で定める様式への対応

それぞれの届出について各地方公共団体での対応状況を整理し、共通システムでの手続きが現行の手続きよりも簡便なものとなるよう、制度面又はシステム面から対応しなければならない。

これらの対応策として、条例の状況調査、調査を踏まえた既存システムとのFIT&GAP分析、条例に基づく手続きも提出できる省令様式や必要な機能改修を検討する。

(イ) 本人確認への対応

アンケート調査の結果からも、システム上で届出を受理することで、本人かどうかの確認ができるかどうか不安という声があった。申請者のIDと照会するなどを通じて、システム上からでも本人確認ができるよう対応を行う。

(ウ) 関連する届出への照会機能

システム上で届出を申請する前に、入力された項目について要件を満たせば、関連する届出を案内できるようにすることで、他の届出漏れの未然に防止できると考えられる。

(エ) 台帳システムとの連携について

既に一部の地方公共団体で独自の申請・届出システムや台帳システムを導入し、これら届出に係る作業負担を軽減している事例も見られるため、届出から台帳管理まで一括でオンライン手続きができるシステムを導入することで、初めて共通化の効果が現れる地方公共団体もあることが想定されることから、このような可能性のある地方公共団体に向けては、事業者が届出システムに入力した内容をCSV形式等でアウトプットできるようにし、地方公共団体が台帳システムを改修することで、電子データのインポートを可能とするなどの連携作業が有効かと考えられる。

(オ) デジタル化に伴う必要な運用の見直し、明確化や統一化

今後、本共通化推進方針に基づき取組を進めていくにあたり、デジタル化に伴う運用上の課題について、必要に応じて地方公共団体から意見

【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】

2. 共通化の方法

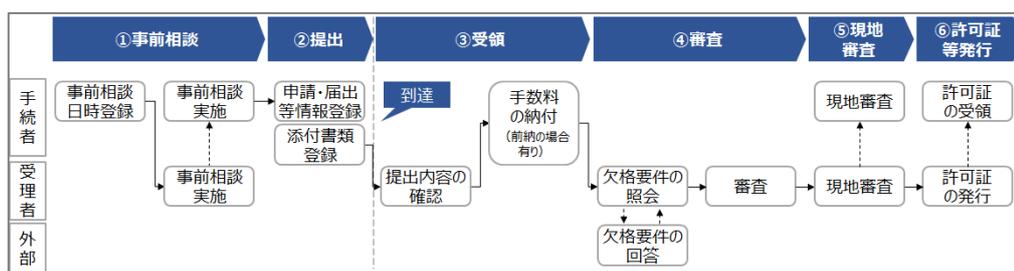
(1) 対象となる手続

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出

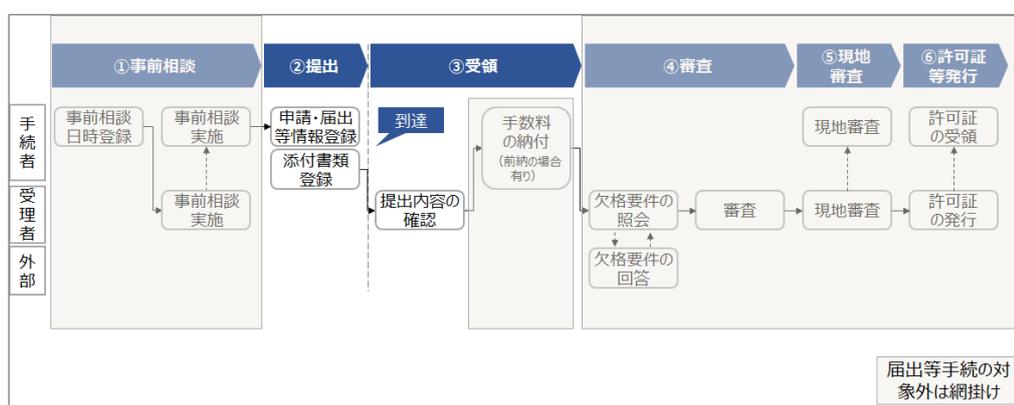
ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

a. 申請・届出等全体業務フロー（例）



b. 対象手続の届出業務フロー（例）

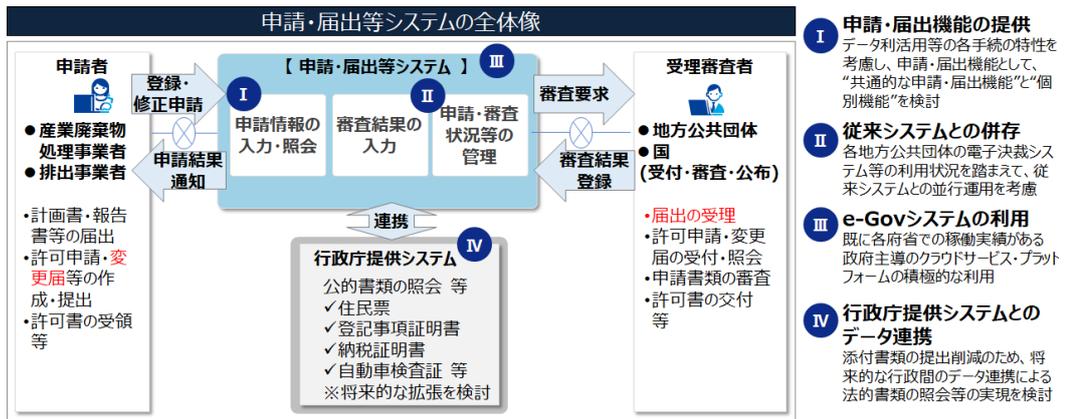


(イ) システムの導入状況

既に一部の電子申請・届出等は e-Gov、民間 SaaS 等によりオンライン化が実現されている。対象手続については様式ダウンロード等の機能を実現している例が見受けられるが、SaaS 等によるオンライン化は未だ実現はされていない状況と推察する。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

e-Gov を前提とした申請・届出等システムの全体像を認識した上で本件の届出について検討を進め、段階的に機能拡張やシステム間連携等を実現する。



(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

現状、各種環境法令に基づく申請・届出については、事業者は地方公共団体に来庁し、申請・届出を紙により提出する必要がある団体が多い。一部の地方公共団体では、独自の電子申請システムを導入しているが、区域をまたがって活動する事業者にとってはそれぞれの電子申請システムに対応しなければならない状況となっている。環境法令に基づく申請・届出についてシステムを導入することにより、事業者の来庁の手間を減らすなど、利便性の向上に資する。

(イ) 行政の効率化

地方公共団体が申請・届出の事務処理の効率化やデータ収集の効率性を高めることに資すると考えられる。提出文書等を電子化するとともに、手続業務の自動化を行うことで、申請・届出等手続に要する期間を短縮し、事業・社会的な逸失利益の軽減を図る。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

(ア) 調査検討、要件定義 約 5,000 万円

(イ) システム構築、運用・保守 (4年間) 約 3 億 8,000 万円

※現時点は調査検討中で要件定義の前段階であるため、想定コストとし、政府共通プラットフォームとして様々な電子申請・届出等を取り扱う e-Gov の機能拡張、機能変更等コストについては今後の検討事項とする。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

費用対効果が見込まれるか試算した。

水・大気環境局 環境管理課の「2（2）ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化」に記載の通り、引き続き精査を進める。

(イ) 窓口(自治体)における効果額

パラメータ	内容
① 手続1件当たりの効果額合計	7,219円
(ア) 申請等窓口への往復交通費の削減効果	256円
(イ) 申請等窓口への移動時間の削減効果	1,990円
(ウ) 行政機関での滞在時間の削減効果	2,810円
(オ) 窓口での対応時間の削減効果	2,163円
② 申請・届出件数（年間）	220,000件
③ 想定オンライン申請率（年間）	10%
効果額（円）	158,823,491円

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 課題

(ア) 各地方公共団体の事情に対応

- a. 自らの事情に応じて各地方公共団体が自律的に様式や添付資料等の設定ができること。
- b. 文書管理システム、外部システムと連携ができること。

(イ) 導入負荷が低く、DX人材不足に配慮

- a. 複雑で工数がかかる事前準備や高いITリテラシーが無くとも導入できること。
- b. 極力開発することなく導入し、地方公共団体の職員が容易に運用・保守ができること。
- c. 導入後も運用負荷が低いこと。

(ウ) 計画や仕様を周知し要望をヒアリング

- a. 各地方公共団体に対し事前に計画や仕様を共有し周知した上で要望をヒアリングし進めること。

(エ) 情報セキュリティ対応

- a. 真正性の担保、なりすまし・改ざん防止ができること。
- b. 個人情報の取り扱いに配慮していること。

イ. 対応方策

(ア) e-Govによるオンライン化検討

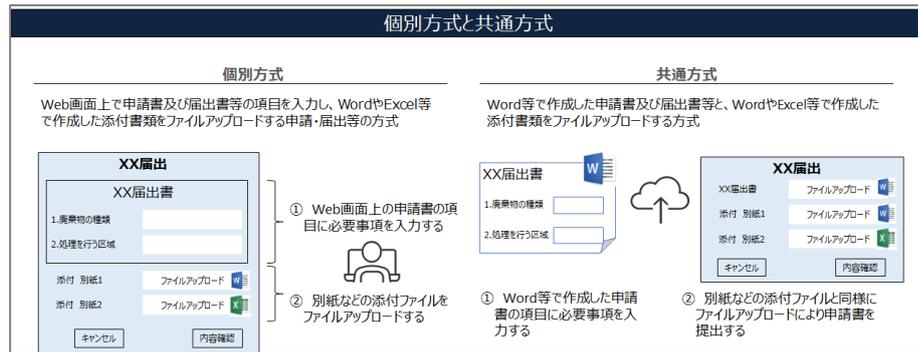
- a. e-Govを前提とした申請・届出等システムの全体像を認識した上で本件の届出について検討を進め、段階的に機能拡張やシステム間連携

等を実現する。

- b. 当課は R7 年度中に本省向け一部手続のサービス開始を目指している。地方公共団体対応には機能拡張、改修の検討が必要となる。

(イ) e-Gov による入力、出力方式の検討

- a. 全ての項目を画面から入力する個別方式、全ての書類を添付書類とする共通方式、2方式のメリット・デメリットについて検討を行う。



(ウ) 地方公共団体のご意見による e-Gov 機能拡張、改修等の検討

- a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元に e-Gov の機能拡張、改修について検討する。特に「地方公共団体の事情に応じることが出来る機能・体制」、「複数提出先指定」について検討を要する。

機能拡張、改修の例	
地方公共団体向け手続・様式対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数提出先への一括提出 ● 様式作成支援機能の改善（組織マスター系を各様式に組み込む方式の改善） ● 個別入力によるデータ利活用・申請データのDB保存（共有、データ利活用） ● 地方公共団体が自律的に運用・保守できる仕組みと体制
共通プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 部分補正機能 ● 申請データのDB保存（共有、データ利活用） ● 組織・人事異動対応 ● GピズID委任機能への対応 ● サブシステムごとに分離されたヘルプ体制の改善（e-Govシステムとして一本化） ● 検証環境の改善とステージング環境の整備、教育・試用環境の整備 ● 開発・運用・保守事業者への外注を前提とした権限管理 ● 長期署名対応（公文書発出を要する場合）

(エ) デジタル化に伴う必要な運用の見直し、明確化や統一化

今後、本共通化推進方針に基づき取組を進めていくにあたり、デジタル化に伴う運用上の課題について、必要に応じて地方公共団体から意見を聞くとともに、より一層住民サービスの向上や行政の効率化を図る観点から、デジタル化に伴う運用の見直し、運用ルールの明確化・統一化等の必要な措置を講じる。

(オ)関係する他手続・制度への対応

共通化の検討に際しては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の考え方を参考にしながら、産業廃棄物に関連する他手続・制度との関係を整理する。

(カ)担当府省庁のミッション

a. 環境省のミッション

地方公共団体ごとの条例による上乘せ、横出し規制のある環境法令等に係る行政手続の電子化について環境整備等を検討する。

b. デジタル庁のミッション

環境省が電子化を検討する行政手続において、e-Gov を利用したオンライン化が可能となるように必要な措置を検討する。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																担当府省庁				
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					2028年度			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		1	2	3	4
地方公共団体の現状把握				■																	環境省
システム、業務課題の調査検討					■	■	■	■													○環境省、デジタル庁
電子化、オンライン化の構想					■	■	■	■													○環境省、デジタル庁
検討会の実施						■	■	■													環境省
変更届出のプロトタイプ制作・評価								■													○環境省、デジタル庁
外部連携の検討							■	■													環境省、○デジタル庁
機能・非機能要件の策定							■	■													○環境省、デジタル庁
電子化された変更届出をe-Govに実装									■	■	■	■									○環境省、デジタル庁
電子化された変更届出の運用・保守													■	■	■	■					○環境省、デジタル庁
電子化された変更届出の機能改善																	■	■	■	■	○環境省、デジタル庁
電子化された変更届出の継続的Fit&Gap分析																					○環境省、デジタル庁
e-Govの継続的機能拡張、改修																					デジタル庁

※e-Gov を共通プラットフォームとして利用するため、要件定義以降の工程はe-Gov の機能拡張、改修について明確化された後に再検討とする。